

滋賀県普及指導員人材育成計画の策定について

1 現状と課題

- ・農業を取り巻く環境が大きな転換期を迎える中、早急に本県の強い農業づくりを進める必要がある。
- ・強い農業づくりに向けては、専門的知識を持ち直接農業者に接して支援を行う普及指導活動の強化が重要である。
- ・現在、本県の普及指導活動を担う普及指導員 98 名のうち 48 名が 50 歳代で、ベテラン職員の大半が今後 10 年間で退職を迎える。
- ・急激な世代交代にあたり、普及指導力を低下させることなく、技術や普及指導方法の伝承を円滑に行うことが課題である。

2 滋賀の強い農業づくりを実現する普及指導活動と人材育成方策等の検討

滋賀の強い農業づくりを実現するため、普及指導活動の課題の重点化や体制強化および普及指導員の人材育成方策等、普及指導活動のあり方について検討を行った。

(1) 検討の経過

- ・平成 28 年 4 月～10 月 学識経験者を含む関係者等で構成する「普及指導強化対策会議」の開催。5 回
- ・平成 28 年 5～6 月 農業者、市町、関係団体等から普及指導活動への意見を聴取。

(2) 「滋賀の強い農業づくりを実現する普及指導活動について」の概要

- ・滋賀県の目指す強い農業の姿
「多様な人の参画のもと、健全で競争力のある農業生産が展開され、活力ある農村が維持されている姿」。
- ・人づくり、産地づくり、地域づくりを柱に、強い農業づくりに向けた活動の重点化を図る。
- ・関係機関や団体等との連携強化、役割分担を進める。
- ・「普及指導員人材育成計画（案）」を策定し、早急に、普及指導員の総合指導力の強化と若手普及指導員の育成を進める。

(3) 「普及指導員人材育成計画（案）」の概要

- ・普及指導員の目指す人材像
 - ①確かな技術・経営指導力（スペシャリスト力）と調整・けん引力（コーディネート力）を持つ。
 - ②農業者を理解し、農業者や市町・関係団体とともに考え、農業・農村の発展と目指すべき姿を描き、その実現に向けた行動ができる。
- ・重点的取組
 - ①若手普及職員との普及手法や農業技術の早期習得システムの構築を図る。
 - ②農業を取り巻く環境の変化や現場の多様なニーズに応えるため、普及指導員の総合指導力の強化を図る。

背景

- 人口減少時代に突入する中、平成30年の米政策の見直しなど農業を取り巻く環境が激変。
- 米価低迷による経営体の所得低下、農業就業者の高齢化による担い手不足、集落機能の低下など早急に解決すべき課題が山積。
- これら課題を放置すれば担い手不足で農地が荒廃し、本県農業の生産力や農村の活力は大きく低下。

滋賀県農業・水産業基本計画、地域農業戦略指針、滋賀県協同農業普及事業の実施に関する方針 策定

滋賀県の目指す強い農業の姿：多様な人の参画のもと、健全で競争力のある農業生産が展開され、活力ある農村が維持されている姿

- **人づくり**：各地域に競争力のある担い手が育ち、魅力ある農業生産が実践されている。
各経営体や産地で後継者が育ち、毎年新たに新規就農者が生まれるとともに、担い手の円滑な世代交代が行われている。
- **産地づくり**：近江米ブランドが確立されるとともに、戦略作物が本作化し、水田がフル活用されている。
各地域で園芸産地の育成が進み、野菜、花、果樹など豊かな農産物が販売されている。
- **地域づくり**：担い手と集落が支え合い、農業がおこなわれている。
集落自らが地域農業の将来の姿に向かって活動が行われ、活力ある農村が維持されている。

滋賀県の目指す強い農業の姿を実現するために

活動の重点化

	人づくり	産地づくり	地域づくり
現状 これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手への農地の面的集積を推進 ・経営力向上のための法人化支援 ・新規就農者の就農相談、技術経営指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・米生産数量調整に伴う麦・大豆を生産振興 ・「みずかがみ」の技術指導と面積拡大推進 ・水田を活用した園芸生産の推進 ・環境こだわり農業の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・兼業農家が多い地域を中心に集落営農組織の育成支援 ・獣害対策の指導と集落で対策を実践指導できるリーダーの育成
成果 現在の到達点	<ul style="list-style-type: none"> ・農業就業人口は減少したが、基幹的農業従事者数はH22から5年間で963人増加 ・担い手への面的集積が進み、年々大規模化が進んでいる ・平成27年度の集落営農型法人数は246法人と法人新設数は全国上位（H27 3位、H26 1位） ・新規就農者は毎年100名前後（H27 103人） 	<ul style="list-style-type: none"> ・小麦の生産全国4位、大豆が全国6位 ・麦大豆のブロックローテーションを構築 ・販売用野菜作付面積が、H22年から6年間で1.5倍の1446haに拡大 ・国の環境保全型農業の取組面積は滋賀県は全国1位（15239ha） ・水田における環境こだわり米栽培割合は43%（H27） 	<ul style="list-style-type: none"> ・本県の集落営農組織は867集落と全国2位 ・野生獣の被害集落において的確な対策・指導できるリーダーの育成や集落ぐるみの対策を推進。 平成27年度には383集落が総合的な対策に取り組み、農作物の被害額はH22年からH27に半減
課題 今後強化すべき活動 目標値（H32）	<ul style="list-style-type: none"> ・競争力のある担い手の育成 目標：担い手への農地集積率 70% ・産地をけん引するリーダーの育成 ・新規就農者の育成と定着支援 目標：新規就農者数（H28～H32） 累計500人（100人/年） 	<ul style="list-style-type: none"> ・近江米のブランド力強化と戦略作物本作化 目標：主食用米の収穫前契約の割合 60% ・新たな園芸産地育成と既存産地の体質強化 目標：園芸農業生産額12億円アップ 1000万円花き産地育成 4産地 新たな果樹産地育成 5産地 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域農業の持続・発展と活力ある農村を目指した取組の推進 目標： 今後の農業・農村を目指す姿を話し合う集落数 800集落 取組を実践する集落の育成 100集落 ・担い手を支える集落の仕組みづくり

本県の普及指導体制の現状と課題

現状：普及指導員はH20の122人からH28には98人に約20%減。
特に20、30代の職員は少なく、若い世代の専門分野の育成は偏っている。
本県の普及指導員数は既に効率的でスリムな体制（※本県と類似する9県と比較すると、本県は普及指導員1人あたり2番目に多くの担い手を担当している）。
農業就業人口は減少しているが、基幹的農業従事者数は増加している。

課題：農業者等からは栽培技術に加え、特に経営・マーケティングの指導への期待が大きい。
急激な世代交代による指導力低下を最小限に抑えるため、年齢構成の是正や人員確保、若手職員の早期人材育成が課題。

より効率的で効果的な普及活動の推進のために

必要な体制と活動体制の工夫

- ・力強いしが型園芸産地の育成を図るため園芸指導体制を、また、農業・農村の活性化を図るため市町等（窓口）担当を、それぞれ充実・強化する。
- ・現状の普及指導員の体制を確保するとともに、限られた人員で最大の効果を発揮できる活動体制の工夫（より効果的な普及指導計画の樹立と確実な実施、内部評価・外部評価の活用、チーム活動の導入等による柔軟な活動体制、組織力やマネジメント力の強化等）が必要。
- ・今後、さらなる農業環境の変化等により新たな困難な課題に対応しなければならない場合は、人員の充実も含め体制強化が必要。

関係機関、団体との適切な役割分担と連携強化

現在の普及指導は、農業を取り巻く環境に的確に対応し、農業者からの企業的な農業経営の指導支援の期待に応える広範な活動が求められる。そのため、市町、農協、試験研究機関等と連携した効率的・効果的な活動が必要であり、特に、直接農業者に接する指導業務は、農協の営農指導員との役割分担がこれまで以上に重要。

人材育成 今年度中に中期的な計画「滋賀県普及指導員人材育成計画（仮称）」を策定し次の対策を進める。

- ◎普及指導員の総合指導力の強化～速やかに成果をあげるための普及指導員の資質向上～
 - ・普及手法、企画提案力のより一層の強化、時代に合わせた経営指導力（財務管理、労務管理、人事管理など）やマーケティング知識、ICT等の最新の専門技術力の強化。
 - ・経験、階層別に必要な資質が向上する研修体系の見直しと充実。
 - ・専門家などの外部講師の活用や大学等への派遣研修なども検討。
- ◎世代交代に伴う若手普及指導員の普及手法や農業技術の早期習得システムの構築
 - ・職場での若手普及指導員の教育体制充実（トレーナーの設置とOJT研修の充実）
 - ・eラーニングの導入（集合研修を補完するため、個人の能力や段階に合わせたeラーニングを導入し資質向上のフォロー）
 - ・指導資料ライブラリーの新設と活用（生産者向け技術資料や普及方法に関する資料の全普及組織での共有）
 - ・若手普及員が切磋琢磨できる環境の構築（若手の普及活動発表会等）

滋賀県普及指導員人材育成計画(案)

1. 策定の趣旨

- ◎農業を取り巻く環境の大きな転換
- ◎今後10年間の普及指導員の大量退職

急激な環境変化に対応するため、高度な普及指導活動に必要な人材を、これまで以上に迅速かつ計画的に育成

2. 計画期間

平成29～33年の5年間

3. 目指す人材像

※別途、経験年数別にも目指す姿を提示

- ①確かな技術・経営指導力（スペシャリスト力）と調整・けん引力（コーディネート力）を持つ。
- ②農業者を理解し、農業者や市町・関係団体とともに考え、農業・農村の発展と目指すべき姿を描き、その実現に向けた行動ができる。

4. 求められる資質

経験年数	資格取得翌年まで	概ね3～10年	概ね11～20年	概ね21年～
求められる資質	<ul style="list-style-type: none"> ●実践的職務能力 ●基本的な普及方法、基礎的技術 ●コミュニケーション力 	<ul style="list-style-type: none"> ●スペシャリスト力 ●課題解決力 	<ul style="list-style-type: none"> ●コーディネート力 ●企画立案力 	<ul style="list-style-type: none"> ●マネジメント力 ●OJTの指導力
		●総合指導力 ●農業者の信頼を得る能力		
	基本的な資質の習得	主にスペシャリスト力の向上	主にコーディネート力の向上	マネジメント力・指導力向上

5. 人材育成のための取組方針および重点的取組

重点的取組①

世代交代に伴う若手普及職員の普及手法や農業技術の早期習得システムの構築

- 普及指導員育成の手引き（仮）の作成
- OJTの充実・強化
- 若手普及職員を対象としたe-ラーニングシステム、特別研修の実施
- 個別指導による普及指導法の早期習得 等

重点的取組②

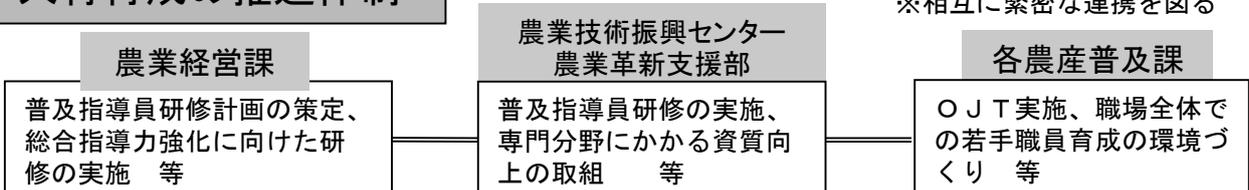
普及指導員の総合指導力の強化

- 全ての普及指導員が第1専門に加え、経営・6次産業の分野の技術・知識を習得
- 企画提案力の強化、経営やマーケティング知識の強化に向けた民間等への研修、提案型研修の実施 等

6. 研修体系

4. 求められる資質や、5. 取組方針および重点的取組に対応するため、普及指導員研修を体系化。（別紙1）

7. 人材育成の推進体制



【別紙1】各発展段階で求められる資質と研修体系

経年数	1年	2年	3~4年(資格取得翌年まで)	概ね3~10年	概ね11~20年	概ね21年~
発展段階	実践指導力確立期 (普及指導員養成研修)			専門指導力確立期 (専門指導力向上研修)	総合指導力確立期 (総合指導力向上研修)	企画・運営力確立期 (企画運営力向上研修)
求められる資質	●実践的な職務能力 ●基本的な普及指導方法、基礎的専門技術 ●コミュニケーション力			●スペシャリスト力 ●課題解決力 ●農業者の信頼を得る能力	●コーディネート力 ●企画立案力 ●総合指導力	●マネジメント力 ●OJTの指導力
研修の取組	●OJTにより、業務を遂行しながら実践的な職務能力の向上を図る。 ●普及指導員資格の早期取得を目的とした研修・指導の強化を図り、資格試験受験を通じて普及指導方法の理解と習得を図る。 ●農業経営体験研修や、新規就農者から先進的な農業者に至るまでの多様な農業者に接し、コミュニケーション力を身につける。 ●採用1年目に第1専門分野を定め、採用2年目に長期研修(専門養成研修)を実施し基礎的専門技術の習得を図る。			●スペシャリスト養成研修等により、専門分野にかかる技術指導力、先進的な農業者の高度な技術を革新する能力を高める。 ●現場における課題解決力の向上を図る。 ●普及指導方法の高度化、経営やマーケティング知識の強化を図るなど、総合指導力の向上を図る。 ●各研修や業務を通じ、農業者の技術力や経営内容、農業への思いを把握し、ともに将来像を描き目標に向かって取り組める能力(信頼を得る能力)を高める。	●地域農業を俯瞰し、地域内外の幅広い関係者と連携を構築する能力を高める。 ●地域農業について将来の展望に基づいた戦略を立案する能力を高める。 ●普及指導方法の高度化、経営やマーケティング知識の強化を図るなど、総合指導力の向上を図る。	●主に、普及指導員の組織的な活動や関係機関との連携など、普及指導活動を総合的に運営する能力を高める。 ●OJT指導者研修により、OJTの指導力向上を図る。
研修体系	基本的な資質の習得・普及指導員資格の取得 新任者研修、普及方法養成研修 I、普及方法養成研修 II、農業経営体験研修、専門養成研修、OJT (強)、eラーニング (新)、新任普及職員特別研修			主にスペシャリスト力の向上 スペシャリスト養成研修 I、(強) スペシャリスト養成研修 II、(新) 若手普及職員特別研修、普及指導方法養成研修、農業経営基礎研修、(新) 獣害対策研修、(新) 農業経営・マーケティング研修、(新) ICT等研修	主にコーディネート力の向上 専門指導力向上研修、6次産業化支援向上研修、集落営農育成研修、課題解決能力向上研修 / (新) 職員提案研修、地域農業支援機能向上研修、農業革新支援専門員能力向上研修、(新) OJT指導者研修、(強) OJTトレーナー研修	重点的取組② 普及指導員の総合指導力の強化 ◎急激な農業環境、多様なニーズに対応し、高度な普及指導活動を展開するため、総合指導力を強化、 ●主要6分野の第1専門と併せて、全ての普及指導員が経営・6次産業の分野の技術や知識の習得。 ●経営やマーケティング知識の強化、ICT等の先端技術の習得
	重点的取組① 世代交代に伴う若手普及職員の普及手法や農業技術の早期習得システムの構築 ◎若手普及職員への技術や普及指導方法の伝承を早急を実施 ●各職場でのOJT研修の充実、強化(トレーナーの設置など) ●eラーニングや特別研修の実施 ●普及指導員資格取得等のための普及指導方法習得に向け			新規で実施する研修 (強)	マネジメント力・若手職員への指導力向上 企画運営力向上研修、(強) OJT指導者研修、組織運営力強化研修 / (新) マネジメント研修、新任農業革新支援専門員研修、農業革新支援専門員実務能力習得研修	

滋賀の強い農業づくりを実現する普及指導活動について

平成28年10月
滋賀県農政水産部

1. 背景

人口減少時代に突入し、平成30年の米政策の見直しなど農業を取り巻く環境が大きな転換期を迎える中、耕地面積の92.2%が水田である本県では、米価低迷による経営体の所得低下、農業就業者の高齢化による担い手不足、集落機能の低下など早急に対応すべき課題を抱えており、これら課題を放置すれば担い手不足で農地が荒廃し、本県農業の生産力や農村の活力は大きく低下し、水源涵養や洪水防止機能が失われるとともに、景観が損なわれ居住環境が悪化するなど、影響は大きい。

このような状況に的確に対応し、次代の農業の担い手が希望を持てる力強い滋賀県農業の実現と活力ある農村の創出を図るため、県は平成28年3月に「滋賀県農業・水産業基本計画」を策定し、「元気な担い手による魅力ある経営の展開」、「戦略的な農畜水産物の生産振興」、「活力ある農村の振興」等を積極的に推進しているところである。併せて、「地域農業戦略指針（平成27年3月策定）」により、本県の地域農業の持続・発展と活力ある農村の再構築の促進に努めている。

また、これらの計画や指針を着実に実現するため、平成28年3月に「滋賀県協同農業普及事業の実施に関する方針」を改訂し、人づくり、産地づくり、地域づくりを柱に取り組みすることとしている。

強い農業づくりに向けては、専門的知識を持ち、市町や農業関係団体と推進方向を共有しながら、直接農業者に接して支援を行う普及指導活動の強化が重要である。このため、普及指導活動の課題の重点化と体制強化および普及指導員の人材育成方策等、普及のあり方について取りまとめる。

2. 滋賀県が目指す強い農業の姿

本県が目指す強い農業の姿とは、「多様な人の参画のもと、健全で競争力のある農業生産が展開され活力ある農村が維持されている姿」である。

人づくり、産地づくり、地域づくりの柱で整理すると次のとおりである。

●人づくり

各地域に競争力のある担い手が育ち、魅力ある農業生産が実践されている。
毎年新たな就農者が生まれるとともに、担い手の円滑な世代交代が行われている。

●産地づくり

近江米ブランドが確立されるとともに戦略作物が本作化し、水田がフル活用されている。
各地域に園芸産地の育成が進み、野菜、花、果樹など豊かな農産物が販売されている。

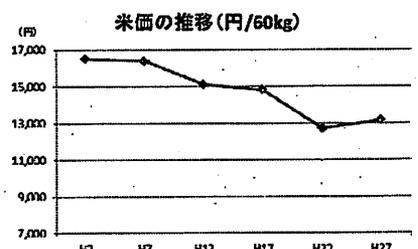
●地域づくり

担い手と集落が支え合い、農業が行われている。
集落自らが地域の将来の姿を描き活力ある農業、集落活動が展開されている。

3. 現状と課題

(1) 本県農業の現状と普及指導活動の成果

本県は水田農業が中心で、平成26年度の農業生産額554億円

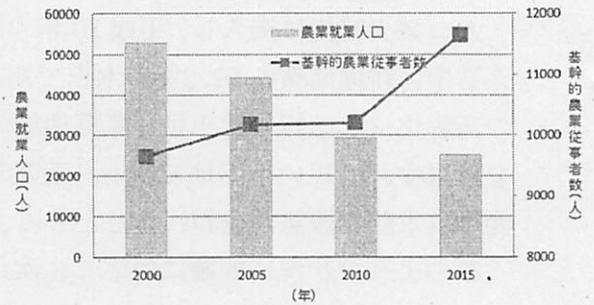


のうち米が 302 億円を占める。米の需要量は全国ベースで毎年 8 万トンずつ減少し米価下落による所得低下が問題となっている。水田農業の経営安定に向けて、これまで普及指導活動が果たしてきた主な成果は次のとおりである。

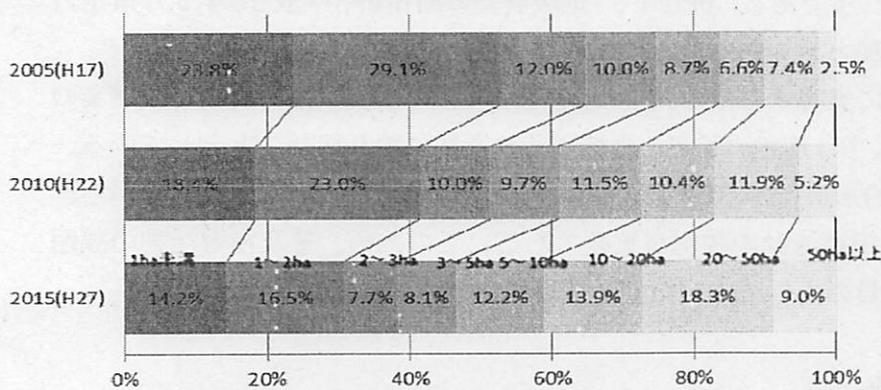
●人づくり

- ・本県は、販売農家数に占める兼業農家の割合が 79.8% (全国平均 66.8%) と高いことから、土地利用型農業者や集落営農の担い手への農地の集積を推進してきた。その結果、農業就業人口は大幅に減少する一方、基幹的農業従事者数は平成 22 年 (2010 年) から平成 27 年 (2015 年) の 5 年間で 963 人増加した。認定農業者数も年々増加し、農業経営体の規模拡大が進んでいる。

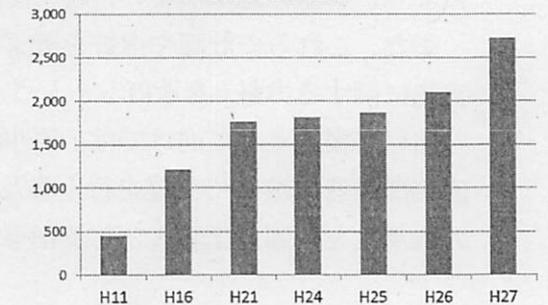
農業就業人口推移(滋賀県) 農林業センサス2015



規模別面積集積割合(農業経営体)



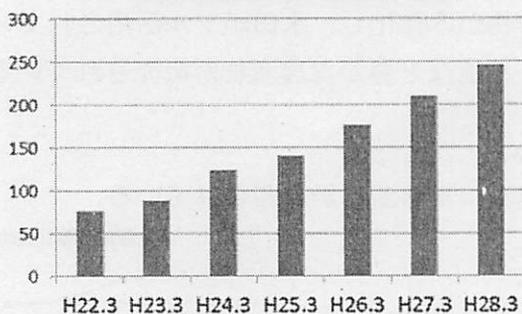
認定農業者数 (経営体)



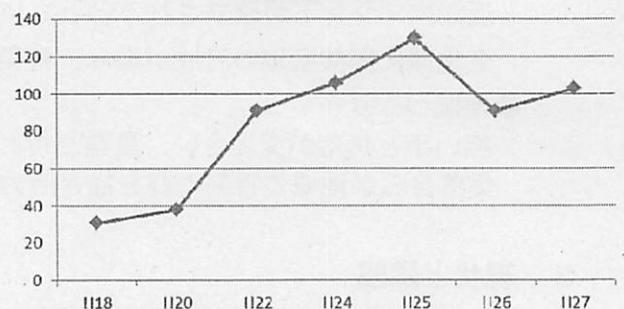
- ・経営力向上のため法人化を支援した結果、平成 27 年現在の集落営農型法人の数は 246 法人 (H27) に増加し、直近の法人化新設数は全国上位 (H27 3位、H26 1位、H25 2位) である。

- ・新規就農者の確保のため、普及指導活動は、就農相談の強化と栽培技術習得の継続支援を行い、経営の安定化、定着化に努めている、近年は毎年 100 名程度の新規就農者がある。

集落営農型法人数の推移(組織数)



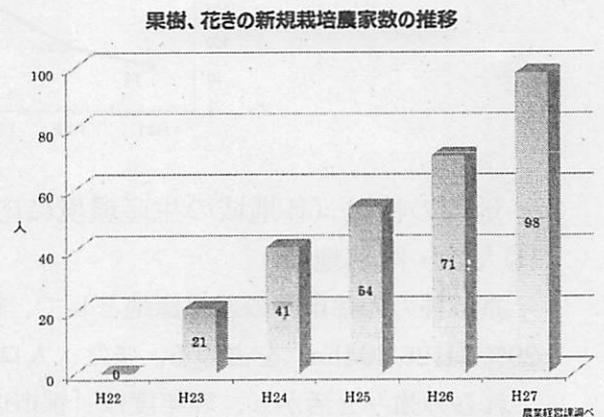
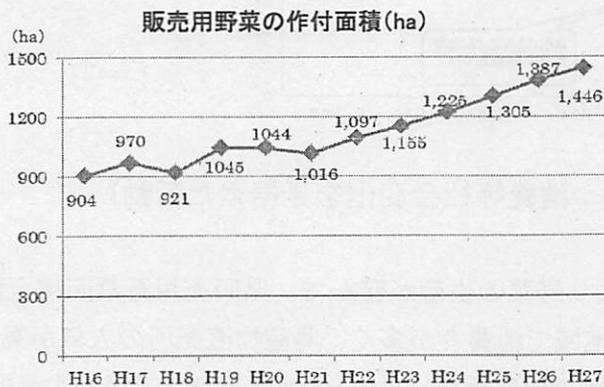
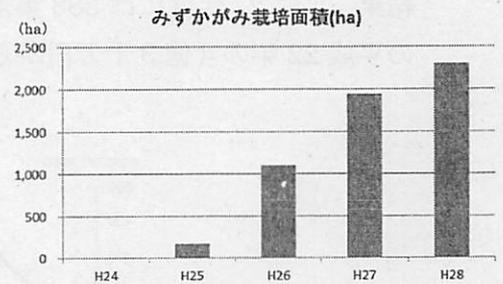
新規就農者数(人)



●産地づくり

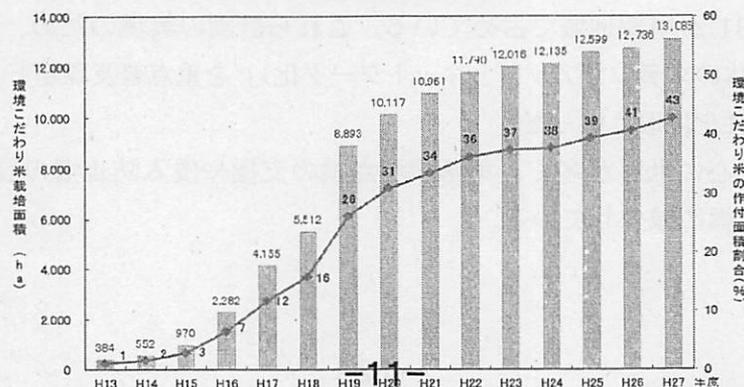
・米の生産数量の調整に伴う水田作物として麦・大豆の生産振興を進めた結果、現在、小麦が全国4位、大豆が全国6位の生産面積となっている。また、WCSが261ha（H27）、飼料米が656ha（県外向け471ha、県内向け186ha）まで拡大するなど、各地域で耕畜連携が進んできた。普及指導活動は、畑作物である麦・大豆の水田における安定生産技術の指導や営農体制（ブロックローテーション）の構築、耕畜連携の推進を担ってきた。

- ・本県育成品種「みずかがみ」を、近江米をけん引するブランド品種に育てるため、平成25年度から生産者の発掘と高品質・良食味に向けた栽培技術指導を展開してきた。平成28年度の作付面積は2,302haに拡大した。
- ・平成22年度から水田を活用した園芸生産を推進し、販売用野菜の作付面積は、平成27年度までの6年間で1.5倍の1,446haに拡大した。また、果樹および花きでは、5年間で新たに98人の農業者が栽培を開始した。普及指導活動は産地化の推進、産地力の強化、品質向上や安定生産のための技術指導を担っている。



- ・全国に先がけて推進してきた環境こだわり農業は、国の進める環境保全型農業の取組面積において、滋賀県は15,239haで全国1位（2位 北海道 11,504ha、3位 山形県 7,561ha）であり、平成27年度の環境こだわり農産物の面積は14,982haまで拡大した。
- ・水稲における環境こだわり農産物の栽培面積の割合は平成27年度は43%に増加し、「みずかがみ」は全量環境こだわり栽培である。
- ・普及指導活動は、環境こだわり農業の取組の啓発と誘導および栽培技術の指導ならびに産地における環境こだわり農産物の特産化を進めてきた。

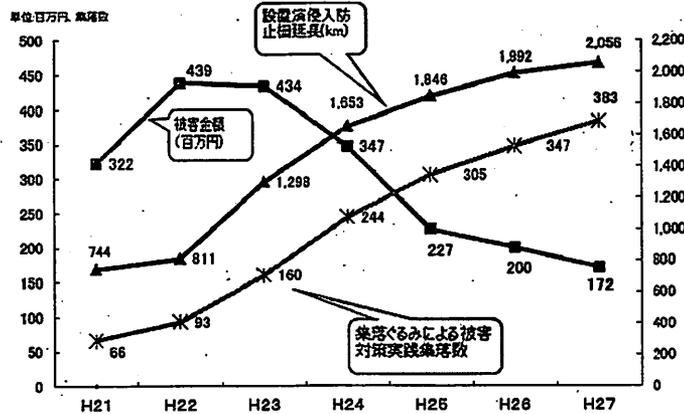
環境こだわり米の作付面積の推移



●地域づくり

- ・「集落の農地は集落で守る」とのビジョンのもと、普及指導活動により集落営農組織の育成・支援を行った結果、H27年度の集落営農組織は867組織と全国2位である。
- ・平成19年頃より農作物の野生獣被害が県内各地で拡大したため、平成21年より獣害対策を指導する普及指導員を育成・配置し、被害集落において的確な対策を実践・指導できるリーダーの育成および侵入防止柵の設置や追い払いなど集落ぐるみによる対策の実践を推進した。その結果、平成27年度には383集落が総合的な対策に取り組み、農作物の獣害被害額は、ピーク時の平成22年の4億3千万円から平成27年に1億7千万円と半減している。

獣害対策の推進と被害額



○ 地域の特徴（各地域の生産環境に応じかつ消費等社会変化を見据えた活動）

①大津・南部地域

京阪神の大都市圏の近郊産地として、従来より野菜の生産が盛んで、県販売用野菜面積全体の29%（H26 404ha）を占める。また、人口増加地域で消費者が多く、農産物直売所の人気が高い。これらの強みを活かし、昨年度は「都市近郊立地の販売チャンネルを活かした園芸品目の生産振興」を重点普及課題とし、直売所や学校給食等を核とした地産地消の推進や、管内4JAの統一ブランドの新たな野菜産地育成に取り組んでいる。

②甲賀地域

これまで水稻中心であったが、水田経営の安定化を図るため園芸品目の導入による複合化を進めている。また、食育や地産地消の取組を進めた結果、学校給食の地場産農産物の利用率が高まっている。

特産の茶は需要の減退から価格が低迷しており、その対策として茶農家を中心に6次産業化を進めてきた。その結果、県内で6次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定を受けた68経営体のうち、31が甲賀地域で占めている。これら計画の実現のため、昨年度は、「6次産業化の推進（認定経営体のステップアップとネットワーク化）」を重点普及課題として取上げ、地域特産物の特産化や地域活性化に取り組んだ。

一方、山間地を中心に獣害が多く、集落環境点検の支援や侵入防止柵の設置などの対策を推進した結果、被害は大幅に減少している。

③東近江地域

耕地面積は県内の約 30%を占める。農業構造の特徴等により東部地域と西部地域に事務所を設け、普及センターを運営している。

兼業農家が多い東部地域では、集落営農組織の育成を推進し、平成 27 年現在、212 の組織が設立された。今後にはこれら組織の経営体質の強化が求められ、昨年度は重点普及課題「集落営農組織の経営体質の強化（法人化、組織間連携、経営改善等）」に取り組み、1 年間で 19 の法人が設立された。

また、県下最大の農業地帯である大中部地域（西部地域）は、専業率が高く、個別経営体の体質強化および産地力の強化に向けた技術支援を中心に活動している。

④湖東地域

耕地面積は県全体の約 11%で、水稻・麦・大豆の生産が主体に行われている。担い手への農地集積の促進し、県下で最も集積が進んだ。これまで水田面積 5,314ha のうち、個別経営体に 2,006ha (38%)、集落営農組織に 1,097ha (21%) が集積され、県下で最も集積が進んでいる。特に、経営面積が 30ha を超える経営体が 32 戸生まれており、その体質強化に向けて直売所の開設支援など 6 次産業化による複合化を進めている。昨年度は、「6 次産業化による所得の向上をめざす経営体の育成」を重点普及課題として取り組み、新商品の開発など 6 次産業化の取組を支援した。

⑤湖北地域

水田面積は県の約 20%で水田率が高い。集落営農は比較的少なく、個別経営体に農地集積が進んできたが、農地が分散しており、労力負担や作業性の限界から規模拡大が困難になっている。このことから、昨年度は「担い手と農業集落の活力創造に向けた地域モデルの構築」を重点普及課題に取上げ、集落が担い手を支えるモデル育成を図った。

また、これら担い手の経営安定のため、昨年度は「水田を活用した野菜等の園芸品目の生産拡大」を重点普及課題とし、複合化を推進するとともに、管内直売所における園芸品目の拡大を図った結果、水田を活用したブロッコリーやキャベツやイチゴの生産が拡大した。

⑥高島地域

水稻中心の小・中規模の土地利用型経営体が多い。秋の「高島しぐれ」や冬季積雪により湿田が多く麦・大豆の生産が難しいことから、加工用米、飼料用米、WCS などの生産拡大を図ってきた。一方、高島地域の気象条件でも産地化できる園芸振興に取り組み、昨年度は「新技術の導入による園芸作物の面的拡大と品質向上」を重点普及課題に取り上げ、水田を活用したタマネギやイチジクの生産拡大に取り組んだ。

(2) 本県農業の課題（残された課題と環境変化による新たな課題）

これまでの普及指導活動に残された課題や今後大きく変化する農業環境による新たな課題から、本県の強い農業づくりに向けて、特に重要な普及指導活動について以下にまとめる。

●人づくり

・競争力のある担い手の育成

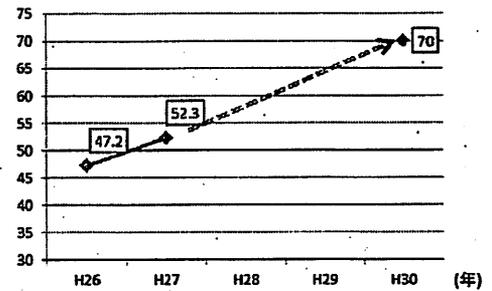
米価下落に対応できる競争力のある担い手の育成が課題である。本県の農業・農村を健全に維持するため、各地域に一定数の水田経営を担う担い手が確保されることが必要である。

このため、兼業農家など小規模農業者から地域の担い手に農地の集積を促進するとともに、コスト削減、省力化、高付加価値化、法人化など経営力向上の取組強化や、生産性の高い園芸品目の導入等の支援が必要である。

【具体的目標】

※目標：担い手への農地集積率 52.3% (H27) ⇒ 70% (H30)

農地の集積目標 ☆目標70%



・産地をけん引するリーダーの育成

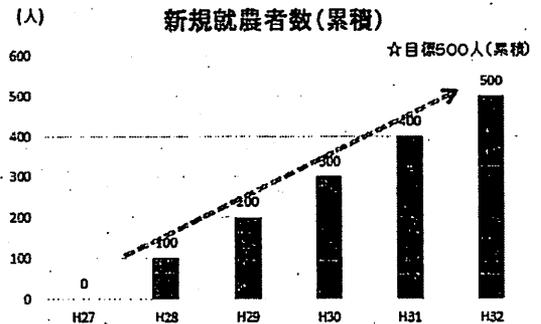
今後は消費者ニーズを的確に捉えた生産と流通・販売対策が非常に重要であることから、産地をまとめ、けん引するリーダーの育成が課題である。

・新規就農者の育成と定着支援

次代の本県農業の担い手確保に向けた啓発の取組および就農相談対応、新規就農者の技術習得支援の一層の充実が必要である。

【具体的目標】

※目標：新規就農者数 累計 500人 (100人/年) (H28~32)



●産地づくり

・近江米のブランド力の強化と戦略作物の本作化による水田のフル活用

米政策の見直しに対応し、近江米の安定的な需要を確保する必要があり「食味ランキングの特A継続取得」や「消費者が求める特色ある米づくり」など、農業者が主体的に産地間競争に打ち勝つ取組みを進める普及指導活動が求められる。また、水田のフル活用を進めるため、「麦・大豆・飼料用米などの本作化」の強力な推進が必要である。

【具体的目標】

※目標：主食用米の収穫前契約の割合 38% (H27) ⇒ 60% (H32)

・新たな園芸産地の育成と既存産地の体質強化

水稻中心の土地利用型の農業から複合化や新たな園芸生産への加速的な取り組み推進が課題であり、今後は農地の基盤整備事業を活用した園芸産地育成も課題である。

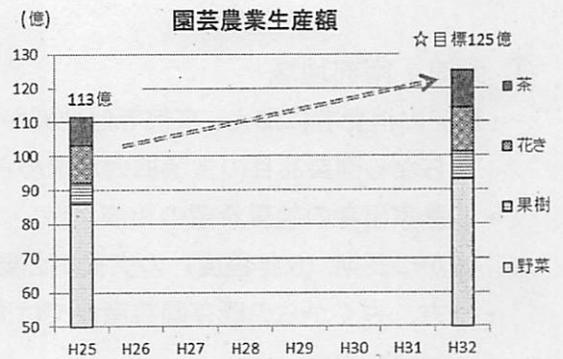
生産性の高い野菜、花き、果樹などの新規産地の育成を進めるために、農協等と戦略的な産

地育成計画の作成と実践の促進が必要である。

また、既存産地は後継者不足が課題となっており、新たに地元以外の農業者が参入できる仕組みの構築が課題である。

【具体的目標】

- ※「力強いしが型園芸産地の育成」の目標：
 - 園芸農業生産額 113億 (H25) ⇒125億 (H32)
 - 1,000万円花き産地の育成 4産地 (H32)
 - 新たな果樹産地育成 5産地 (H32) 等



●地域づくり

- ・地域農業の持続・発展と活力ある農村を目指した取組の推進

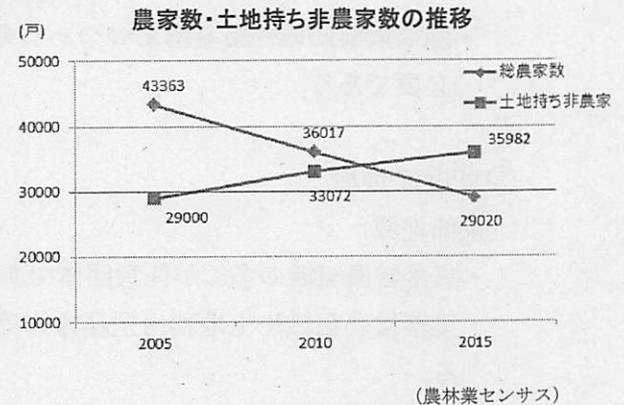
昭和60年に69,359戸であった農家数は平成27年には29,022戸と30年で58.2%減少した。一方、農家にカウントされない土地持ち非農家が平成24年より農家数を上回り、平成27年には約7000戸上回った。

担い手に農地集積が進んだ結果、集落の共同活動や地域行事の参加者が減り、住民関係の希薄化などの課題が顕在化しており、集落機能の低下、集落営農組織の継続等が懸念される地域もある。

このような中、地域農業の持続的な発展と農による地域再生を図るためには、集落自らが地域の実情に応じた将来の農業・農村の姿を定め、その実現に向けた活動の促進が必要である。

【具体的目標】

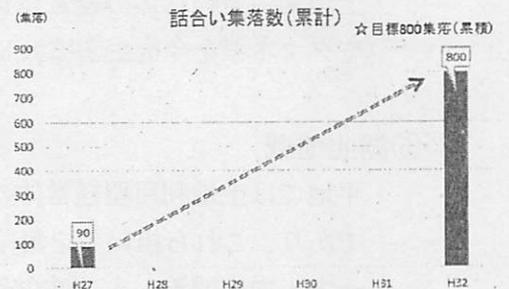
- ※目標：今後の農業・農村の目指す姿について話合う集落数 90 (H27) ⇒ 800集落 (32)
- 取組を実践する集落の育成 0 ⇒ 100集落 (H32)



- ・担い手を支える集落の仕組みづくり

大規模化を進める個別経営体が労力負担の増大や作業性の限界から拡大が困難になっており、担い手と集落が支えあう仕組みを早急に構築し、地域に広く普及させることが課題である。

また、人口減少地域など担い手の経営が困難な地域における水源涵養など多面的機能を維持(発揮)するための仕組み作りが新たな課題となっている。



○地域の特徴 (各地域の生産環境に応じかつ消費等社会変化を見据えた活動)

上記の県全体の課題は全ての地域で推進が必要であるが、各地域においては、以下のような特

色がみられる。

① 大津・南部地域

- ・地元の消費者に加え、京都等他地域からの来客も多いため、園芸農産物の供給が不足しており、さらなる園芸品目の生産拡大が求められる。
- ・非農家出身の就農希望の相談が多い。その実現と定着には農地の確保から栽培技術習得まで多岐かつ長期（5年程度）の支援が必要で、特に希望の多い野菜等園芸品目は指導時間を要する。
- ・一方、古くからの既存園芸産地では高齢化、後継者不足による空きハウス対策が課題である。

② 甲賀地域

- ・山間部では個別経営体の参入が難しく、集落営農の組織化とその体質強化が課題である。
- ・茶は、新たな需要拡大につながる商品開発などの対策の取り組み促進が必要である。
- ・園芸振興に取り組み増えつつある野菜等のさらなる拡大に向け、排水対策等、栽培技術支援が必要である。

③ 東近江地域

（東部地域）

- ・集落営農組織の多くが任意団体であり、法人化などによるその体質強化が必要である。
- ・集落営農組織や土地利用型経営体等への園芸品目の導入による経営体質強化が地域の課題である。

（西部地域）

- ・県下最大の農業地帯である大甲地域では、産地力の強化および個別経営体のさらなる体質強化に向けた支援が必要である。

④ 湖東地域

- ・担い手への農地の面的集積や大規模化が進んでいる地域であり、さらなる拡大には地域の担い手を集落が支える仕組みづくりが課題である。
- ・土地利用型経営体の経営体質強化を進める必要があり、特に現在推進が始まっているキャベツやタマネギを今後生産拡大していくことが課題である。

⑤ 湖北地域

- ・平地では土地利用型経営体の大規模化が進んでいるがさらなる拡大には作業性の効率化が必要であり、これら担い手を集落が支えたり、担い手相互の連携の仕組み作りが課題である。
- ・一方、中山間等、人口減少や農業従事者の高齢化により担い手が不在で、集落営農組織も少ない地域もあり、地域農業戦略指針の活用等、集落自らが地域の実情に応じた将来の農業・農村の姿を定めその実現に向けた活動推進が必要である。
- ・近年、生産拡大が図られているブロッコリーなど、さらなる園芸品目の産地育成が必要である。

⑥高島地域

- ・直売所の来訪者が増加しており、地元農産物の生産拡大が求められている。生産量が少ない園芸品目の新たな生産や近年取り組み始めた水田を活用したイチジクやキャベツの拡大など新たな担い手の育成など産地強化の取り組みが課題である。
- ・小・中規模の土地利用型経営体が多く、経営安定のための複合化や将来にむけて農村を守るための地域での戦略作りの推進が課題。

(3) 本県の普及指導体制の現状と課題

ア 組織体制と普及指導員の配置状況

高度化かつ多様化する農業者のニーズや県域あるいは地域の課題解決および農業政策に的確に対応するため、現在、普及指導員を次の所属に 98 人配置している。このうち、先進的農業者への高度かつ専門的な支援を行う農業革新支援専門員を農産普及課に 7 名、先進的農業者への支援に加え、行政・研究と連携した普及指導活動の企画・立案、普及指導活動の効率化、高度化に向けた助言等を担当する農業革新支援専門員を 10 人指名している。

農産普及課の普及指導員は、作物、野菜、果樹、花きなどの品目別に技術指導を行う専門別担当としての活動と、市町ごとに農業振興のあるべき姿を実現するコーディネーターの役割を担う市町等（窓口）担当としての活動をあわせて行っている。

農業農村振興事務所農産普及課（6ヶ所、88人）

農業技術振興センター（8人：農業革新支援専門員）

農政水産部農業経営課（2人：農業革新支援専門員）

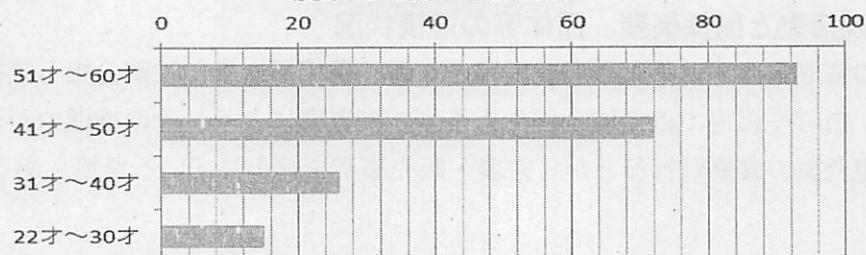
イ 現状と課題

(ア) 年齢構成と専門担当の偏りへの対応と課題

本県の農業職は、普及指導（農業大学校含む）、試験研究、行政（主として農政水産部）の各分野に配属されている。年齢構成は 51 歳以上の割合が高く、今後 10 年間で 45% の職員が定年退職を迎える。他の職種に比べて再任用される数が少ない中、経験豊富な技術職員が一気に減少する。

農業職全体では 41 歳以上の職員については、専門分野毎に比較的バランス良く育成されているが、51 歳以上の職員は管理職が多いことから現場指導にかける時間は少ない状況となる。また、これまでの職員数の抑制により、20 代・30 代の職員については採用が少なく、専門分野の育成はバランスを欠いている。このため、専門分野を複数担当する（第 2 専門とする）人材の育成などで対応してきたが、第 2 専門の課題を担当すると第 1 専門の業務を減らさざるを得ない課題が生じている。普及職員は減員の影響をベテラン職員の技量で補う努力を重ねてきたが、急激な世代交代を迎えるにあたり、年齢構成の是正と人員確保、普及指導手法および技術の継承が喫緊の大きな課題である。

農業職職員の年齢構成

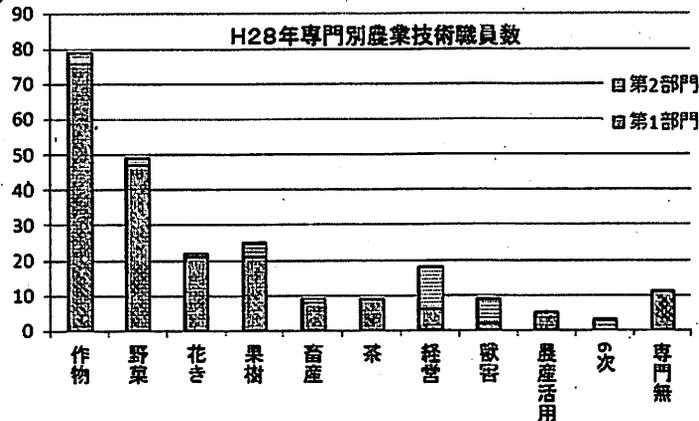


(参考) 平成28年度の普及指導員の年齢構成

年代	～30歳	31～40歳	41～50歳	51歳以上	計
人数	11	9	30	48	98

農業職の職員の専門分野別人数 (第1専門について)		年齢H29.3.31現在									
年齢階層	人数	作物	野菜	果樹	花き	茶	畜産	経営	農産物活用	観光	専門無(第2専)
56～60	47	16	12	7	3		2	4	2		1
51～55	46	17	6	3	4	7	3	2	1	1	2
46～50	49	22	13	3	6		3		1	1	
41～45	23	9	5	4	4	1					
36～40	13	5	5	2	1						
31～35	13	5	3		2	1			1		1
～30	15	2	3	2	1						7
計	206	76	47	21	21	9	8	6	5	2	11

(参考)



(イ) 減員への対応と課題

普及指導員は平成20年度の122人から、平成28年度は98人と8年間で20%減員している。普及活動の質を落とさないため、活動の重点化と絞り込み等の工夫を行ってきたが、普及指導活動の対象や1対象あたりの支援時間が減少するなど、農協等の関係者や農業者からは普及指導活動の幅が縮小して見え、指導に来てもらえない等の声も聞こえる。

今後、普及指導に求められる役割、課題が益々多様化、高度化する中で、急激な世代交代による指導力の低下を最低限に抑えるため、早急に若手職員の育成に取り組まなければならないが、万一、これ以上の減員があれば、普及指導の使命が果たせない懸念がある。

(4) 普及活動と関係機関、団体等の連携状況

産地の育成等は、以前より普及指導と市町、農協が連携、役割分担して推進してきたところであるが、市町や農協では広域合併や人員削減の影響により、その推進力が弱まっている傾向にある。組合員の農協離れなどから営農・販売事業を縮小している農協もある。

普及指導活動に関しての聞き取り調査において、市幹部からは地域農業の戦略を作る助言者や指導者として大きく期待され、農協営農部長からは農協営農指導員の資質向上に協力を要請されている（参考資料1）。

また、平成20年度から平成25年までは、のべ45名の普及指導員を15市町へ派遣または駐在する制度を実施するなど連携強化を図ってきた。現在は、普及指導員の駐在制度の廃止後の対応として、普及指導員、市町、農協の3者による連携会議の濃密化に努めており、さらなる機能強化が求められる。

4. 課題への対応（課題解決に向けた普及指導活動のあり方）

普及員指導員の配置数や年齢構成の変化に対応して、現状では引き続き課題の重点化や対象者の絞り込みおよびこれまでの取組成果や残された課題を踏まえた普及活動の重点化により政策や農業者のニーズに速やかに対応できる体制作りを図る。あわせて、今後急増する若手職員の専門知識、技術、普及指導手法の習得など人材育成を早急に進めるものとする。

また、市町、農協と可能な限り役割分担できるよう合意を図り連携を進める。

（1）普及指導活動の方法等について

各普及組織は、地域の実情に応じた的確で戦略的な課題設定および柔軟な活動体制を構築するなど、より効果的な活動方法の改善を進める。

ア より効果的な普及指導計画の樹立と確実な実施

強い農業づくりに向けて、より効果的な普及指導計画を樹立することが重要である。そのためにもまず、地域農業の現状把握とその分析を十分に行い目指すべき姿を明確に描き、その実現に向けた普及指導基本計画および普及指導活動計画とする。普及指導活動計画は、課題解決のための手法や活動内容、対象の将来像をともに描き、目標設定等十分に精査し作成する。日常の普及指導活動については、組織内で随時情報共有や検討を重ね、目標達成に向けた取組を実践する。

普及指導活動計画には、現場の要請に応じた課題解決型や地域農業を誘導する提案型があり、双方とも重要な活動であるが、強い農業づくりに向けて、特に提案型の活動の強化が必要である。

また、得られた活動成果は、指導対象の成果におわることなく、地域に広く普及するよう展開する。

イ 内部評価および外部評価の活用による活動の改善

普及指導活動をより効果的・効率的に行うため、従来にも増して各農業普及指導センターでのS P D C A（Survey：調査、Plan：計画、Do：遂行、Check：評価、Action：改善）サイクルの徹底を図るとともに、先進的な農業者や関係機関等を含む外部委員により、幅広い視点からの外部評価を実施し、普及指導活動の改善を図る。

ウ 激変する農業環境に対応した活動体制と組織力の向上

目標をより早期に達成するためには、個々の普及指導員が高度な専門知識や技術の下支えのもと、地域や農業者との信頼関係を構築し、農業者と共に目標に向かって、普及指導活動を実践する普及

活動が欠かせない。さらに、普及組織のリーダーは、専門部門の振興の方向性や市町や地域等の実情を踏まえ将来ビジョンを持ち、これらの方向性やビジョンを普及指導センター全職員が共通認識することが重要となる。

あわせて、地域を動かす活動や他分野にまたがる活動についてはチーム活動を導入するなど組織力を最大限活かした効果的な活動体制を導入する。また、県域での連携強化や情報共有において、ICTを活用するなど、効率的な活動に努める。

エ 農業普及指導センターのマネジメント力の強化

農業普及指導センターの総括者（リーダー）は、常に組織力の向上を目指し創意工夫を行う。総括者は農業普及指導センターの運営者として責任を持ち、全体を総括し、活動の方向を明確に示すとともに、個々の職員の能力等に応じた役割分担等を的確に行うなど、マネジメントを確実に実践する。

オ 農業革新支援センターのリーダーシップの強化

地域を超えた普及指導計画の策定や、研究や行政との連携強化、試験研究等で開発された新技術導入や最先端の情報の収集、普及指導員の人材育成など、農業革新支援センターの役割は大きい。今後は、強い農業づくりの実現のため、6か所の農業普及指導センターをまとめる農業革新支援センターのリーダーシップをより強化し、県内6農業普及指導センターが同じ目指すべき方向性を共有し、的な普及指導活動の展開を図る。

カ 関係機関、団体等との連携強化、役割分担

現在の普及指導は、農業を取り巻く環境の変化に的確に対応し、農業者からの企業的な農業経営の指導支援の期待に応える、広範な活動が求められる（参考資料1）。

その上で、成果をあげるには、市町、農協、試験研究機関等と連携した効率的・効果的な活動が必要であり、特に、直接農業者に接する指導業務については農協の営農指導員との役割、分担がこれまで以上に重要である。

普及指導員は、公的な客観的立場で経営指導や技術の普及を行う。具体的には、新規就農者の育成、担い手の経営改善指導、高度な技術・経営指導、新技術等の普及による産地育成などである。

一方、営農指導員は、組合員サービスとして技術等の情報提供や生産資材の共同購入、生産物の販売・精算という一連の流れの中での支援が中心となる。具体的には、作物別に部会を組織して、農協の生産調製施設、集出荷施設や共同利用機械の提供支援による産地形成への貢献、集落農業組合の農談会への取組など、地域の実情に即した事業内容を展開している。

(参考) 普及指導員と農協営農指導員の違い

	普及指導員	農協営農指導員	(参考) 市町
役割	人(農業者)を育てる 行政施策の推進 地域農業の振興	組合員へのサービス提供 産地育成	市町農業振興計画の策定 各種事業、補助金業務の推進
対象	担い手(集落営農含む)・新規就農者	組合員	市町管内農業者
技術力	高度な技術力を持つ 国家資格有資格者 県研修計画により計画的に育成	技術力は全体的に弱く特に園芸は弱い 全国農業協同組合中央会で定める認証 JAによる格差が大きい	専門家がない
特徴	広域的な視野で産地づくり・地域づくりを実践 研究機関で開発された技術等を農家へ普及 新規就農者への技術・経営指導の中心を担う	農産物販売事業、肥料農薬購買事業と一体となった活動	人農地プランの作成 認定農業者・就農計画等の認定

例えば「新たな野菜産地づくり」を想定すると、普及指導員と営農指導員の役割分担、市町との連携については、次のとおりである。

まず、普及指導員の市町等(窓口)担当が中心となり、地域の社会情勢や農業情勢を踏まえて、市町や農協に対して、産地づくりに関するビジョンを提案する。関係者の議論を経て目指す方向を共有し、市町は市町農業振興計画等に、農協は事業方針にそのビジョンを位置づける。次は、専門担当の普及指導員が中心となり、農協営農指導員に働きかけ、①品目選定、②栽培者の発掘、募集、③技術習得、④栽培者の組織化と技術研鑽、⑤設備機械の整備、⑥出荷先の確保、⑦付加価値化(ブランド化)等の手順が必要となる。近年はこれらの手順の大半を普及指導員が主体となっている事例が多い。今後の産地育成にあたっては、②、④については、営農指導員が主体となり、また③、⑦においても、初期は普及指導員が主体となり一定の技術が習得された栽培者については営農指導員にバトンタッチしたり、また日常的な巡回指導等は営農指導員がその役割を担う。なお、市町は農業技術職員がいないことから農業者への技術指導等は担当しないが、機械施設整備の助成等の事業を組み、その推進の後押しをする(参考資料2参照)。

(2) 人材育成

より高度な普及指導活動を行うためには、組織力の向上に加えて、高度化する技術ニーズに速やかに対応するため、全ての普及指導員の資質向上を図ることが必要である。また、今後数年にわたり、ベテラン職員が大量退職を迎えるが、世代交代にあたり、普及指導力を低下、停滞させること

なく、技術や普及指導方法の伝承を円滑に行わなければならない。これらのことから、今年度中期的な計画として「滋賀県普及指導員人材育成計画（仮称）」を策定し、早急に、以下の対策を進めることとする。

ア 普及指導員の総合指導力の強化

～速やかに成果をあげるための普及指導員の資質向上～

今後の普及指導活動は、普及方法の充実と高い技術指導力に加え、先を見据えた企業の経営やマーケティングの視点が欠かせない。また、農業者や関係機関からの普及指導活動への意見の中でも、特に経営やマーケティングに関わる指導への期待が大きい（参考資料1）。

これらのことから、普及指導員の資質向上策として、全ての普及指導員を対象に、①普及方法、企画提案力等のより一層の強化と、②時代にあわせた経営指導力（財務管理、労務管理、人事管理など）やマーケティング知識の強化を図ることとする。また、経験、階層別に、必要な資質が向上するよう、現在の普及指導員の研修体系の見直しと充実を図り、取組を進める。その中では、必要に応じて、専門家などの外部講師の活用や大学等への派遣研修なども積極的に検討する。

イ 世代交代に伴う若手普及指導員の普及手法や農業技術の早期習得システムの構築

平成28年度の普及指導員の約50%が50代であり、今後10年間に普及指導員の大量定年退職が続く著しい世代交代に伴う若手普及指導員の早期の人材育成は、喫緊の重要な課題である。そのため、若手普及指導員が早期に資質向上を図る研修体系の充実を進めるとともに、次の取組を推進し、普及組織全体で若手普及指導員の人材育成を図ることとする。

①職場における若手普及指導員の教育体制の充実

職場での教育充実を図るため、若手普及指導員それぞれに先輩トレーナーを設置する。トレーナーは、若手普及指導員を出来るだけ多くの普及指導活動の現場と一緒に同行させるとともに、普及指導員として1人前に育つまでの普及指導活動への助言等、OJT研修の充実を図る。同時に、トレーナーの資質向上を図るOJT指導者用研修も充実を図る。

また、普及組織の総括者は、若手普及指導員とのコミュニケーションの充実を図るなど、職場全体で若手普及指導員を育てる環境づくりを進める。なお、職場に同じ専門技術の先輩普及指導員がない場合等は、必要に応じて農業革新支援センターの農業革新支援専門員と連携する。

②eラーニングの導入

若手普及指導員を早期育成のため、各職場でのOJT研修、集合研修の充実に加え、個人の能力や段階に合わせたeラーニングシステムを導入し、資質向上のフォローを行う。

③指導資料ライブラリーの設置

若手普及指導員の早期人材育成ならびに業務の効率化を図るため、各普及組織が作成した農業者向け普及指導技術資料や普及活動の普及方法に係る資料や情報等について、ライブラリー

を設置する。

④若手普及指導員が切磋琢磨できる環境の構築

若手普及指導員が互いに情報交換できる研修会の開催や、普及方法に関する活動発表会の開催などを通じて、互いに切磋琢磨して成長できる仕組みを導入する。

ウ その他

強い農業づくりを実現する活動の一つである「園芸産地育成に向けた指導強化と組織育成」を進めるためには、新規に園芸に取り組む多くの農業者に地域に適した多様な園芸品目の技術や経営支援を行う必要があり、より高度な能力を持つ野菜、花、果樹の専門普及指導員の人材の充実・確保が不可欠である。

その他、近年は女性普及指導員が増加しており、女性普及指導員の出産に伴う長期休暇や男性も含めての育児休暇、また異動等により長期に普及現場から離れていたケースなどに速やかに現場で活躍できるための研修等も必要である。

滋賀県の強い農業づくり推進に向けた今後の普及活動への意見

【参考資料1】

対象	普及指導員に期待すること、取り組むべき課題等	その他・役割分担等
<p>指導農業士 (甲賀市)</p> <p>土地利用型 +野菜+花 +果樹+6次 産業化</p>	<ul style="list-style-type: none"> 普及員に栽培指導、大変お世話になってきた。昔は栽培がゴールで栽培技術がすべてだったが、今は農家自らが生産、販売、PRまでしないといけない時代になった。経営と技術の両方にたけていないといけない。技術だけでなく経営、販売戦略まで考えた指導をお願いしたい。 農家も昔ほど金銭的に余裕がないが、遠慮せずにどんどん新しい技術や取組を提案してほしい。データで説明してほしい。納得して選択するのは農家。 普及員と農家の壁を作らず、官民一体で盛り上げないと、他県に追い付かない。 	<ul style="list-style-type: none"> JAの営農指導員は情報提供等ができず、弱体化している。
<p>指導農業士 (彦根市)</p> <p>野菜(トマト専作)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 普及指導員に技術指導お世話になった。新規就農者など技術支援は普及員が必要。 現在、自分は栽培技術に2割、経営に8割の労力を割いている。売上げと経費を作物別に把握していない農家も多い。これからは、経営支援が重要だと思う。 経営感覚が低い農家が多いと感じる。法人化した場合は、経営戦略と人材戦略の両方が必要。 普及員には農家の集まりではできないことをしてほしい。未来の滋賀の農業をこうしたいとの思いでしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 強い農業づくりに向けて ①経済的に苦しくない所得がある魅力ある農業がしたい。②好きなことをしていたら所得は関係ない。①と②の両方の人を取り込む施策が必要。
<p>指導農業士 (女性) (甲賀市)</p> <p>土地利用型+ 野菜+花</p>	<ul style="list-style-type: none"> 普及員に、農家のやる気を引き出すように支援してほしい。熱意がある普及員を望む。 もっと現場を回してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> JAの営農指導員は弱体化した。人数が減っている
<p>女性農業者 (近江八幡市)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各地域に特徴ある品目ができるように推進するべき(地域のブランド作り、生産から加工も含) 新規就農者支援をお願いしたい 	
<p>青年農業者 (東近江市)</p> <p>土地利用型 +野菜</p>	<ul style="list-style-type: none"> 新しい作物を始めるとき、マニュアルだけでなく現実味ある指導を期待。栽培技術だけでなく、販売まで考えたアドバイスを。 現在、生産者数名で枝豆のブランド化を進め、今年スーパーと契約できた。広くコーディネートする視点での指導などを期待したい。 	
<p>青年農業者 (女性) (東近江市)</p> <p>土地利用型+ 野菜+加工</p>	<ul style="list-style-type: none"> 生産だけでなく、産地化、ストーリー性を持たせた販売戦略、売り方などの指導も期待したい。JA任せの販売では難しい。 	

<p>集落営農組合 (甲賀市)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・集落営農の立ちあげや栽培品目や取組推進など普及員に大変お世話になった。 ・昔は栽培技術指導が主で出荷はJAの時代だったが、これからは農家が売り先まで考える時代。 ・これからは、生産技術の指導＋経営指導、販売指導が必要。農家に儲けてもらう、これをはっきりと示していく必要がある。 ・法人組織で原価計算ができていないところなどは早急に経営指導が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市には、指導スタッフがいない。
<p>集落営農組合 (蒲生町)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・集落営農の立ち上げ時には、大変お世話になった。 ・時が流れ、今、集落営農は技術面でも経営面も十分に理解している人が少なくなってきたと思う。栽培技術も集落に教える人がいない。今後、技術も経営も、自分のこととして考える経営者を育てないといけない。 	
<p>JA おうみ富士 部長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新規就農者には、技術指導が必要。匠の農家には、技術指導は不要で販売に関する指導が必要ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・営農指導員は「町医者」、普及指導員は「専門医」。 ・JA営農指導員は技術も弱く人数が減っている。普及員は必要。 ・JA営農指導員は組合員の御用聞き。
<p>JAグリーン 近江 部長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・強い農業づくりに向け、水田農業は否定しないが、今後は少ない園芸を増やす方向に舵を切っている。そのためには、より専門的な指導が必要だが、JAやJA営農指導員にはノウハウが全くない。普及員に期待する。 ・田舎に人がいるのは農業があるから。農業がなくなれば皆町へ出て地域が崩壊するという危機感を持っている。 ・法人化した昔ながらの営農をしているところも多い。経営指導は急務。 	<ul style="list-style-type: none"> ・JAの新採職員でも、非農家出身や管外からが増えており、農家支援ができない。 ・普及員とJA営農指導員との交流が必要。
<p>市 経済環境部 長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市は農業の専門家がない。普及員に頼っている。普及員から、今後取り組むべきことなどの助言を頂いており、大変頼りにしている。 ・「地域全体の所得の向上」、「園芸産地を作る」取組をお願いしたい。 ・地域農業をどう守っていくのか、地域のことが分かり専門的かつ広範囲な指導は普及員にしかできない。戦略的な指導をお願いしたい。 ・生産に加えて、経営が大事。今後は、経営改善に関する農家の意識改革をお願いしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月、市と普及とJAで会議を開催しており、課長クラスが集まるので、地域農業をどうすべきか大変良い議論ができています。すぐに実行にも移せる。
<p>市 農林水産部 長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・激変の時代、地域の農家の意識を変えるよう、県・市・JAで連携して進めたい。強い指導力を持つ普及員の役割は大変大きい。期待している。 ・これからの地域農業を、普及指導員と連携して議論を進めたい。大規模だけでなく中小農家も維持させないと農地を守れないと考えている。 ・園芸拡大に取り組んでいるので、支援願う。 ・普及員に販路開拓にたけた人材が欲しい。 ・農業所得の向上、ブランドの活用、付加価値の付け方等を指導願う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市は営農や専門知識が乏しい。地域農業の振興策について、普及指導員を頼りにしている。人数を増やしてほしい。 ・JAは現在営農のプロがいない。

関係機関との役割分担(例:新たな産地づくり)

【参考資料2】

	項目	普及指導員	農協 (主に営農指導員)	市町
事前準備	・現状分析	分析結果による課題と新たな取組の提案	農産物販売等の状況把握	市町農業の振興策の検討
	・産地戦略の作成	具体的な提案(栽培品目、技術、経営試算、販路、目標等)	販路についての検討	支援方策の検討

産地づくりに向けた方針や目標、手法の同意(戦略づくり)、相互の役割分担の共通認識

STEP1 産地化の きっかけづくり (農家の意識 喚起・醸成)	・取組説明会の開催 (目的)取組農家の発掘、確保	産地づくりの背景・メリット、経営試算、栽培技術・販路等の提案	市場や直売所など販路確保計画 資材の手配計画	栽培や産地化の取組への支援方針の紹介等
	・実証圃設置 (目的)農家への実証、品種や栽培体系の選定	品種・作型の提案	実証圃の協力農家選定	取組への経費等助成
	・実証圃による実演 (目的)農家への実証、省力作業体系の検討	栽培技術の提案 機械化体系の提案	農家への参加呼びかけ	市農業振興のための情報収集 ⇒産地化に向けた予算検討
	・先進地視察 (目的)農家の栽培意欲を醸成	先進地視察先等の提案	農家への参加呼びかけ	

STEP2 実践支援 農家の技術習得 ・意欲向上 (やりがい、自信付与、技術の習得)	産地化計画の提案(産地化計画について関係機関で意識統一)、助言、推進			
	・技術研修会の開催 (目的)農家の技術習得	技術指導 栽培こよみ作成	技術研修会や巡回指導等の手配 農家への参加呼びかけ	・情報収集 農家、部会活動への支援 予算化、助成
	・個別指導 (目的)農家への技術習得		資材の手配、販売サポート	
・生産者の組織化への支援 (目的)自主的な活動への誘導	組織化(部会設立)の呼びかけ リーダー候補農家の発掘	部会とりまとめ(事務局) リーダー候補農家の発掘(再掲)	・PR	

STEP3 生産拡大・ブランド向上 自主活動への誘導	「産地力向上」にむけた取組方針を関係機関で意識統一、取組支援			
	・技術研修会の開催 (目的)技術向上と生産者の拡大	収量・品質向上技術の指導(高位平準化)	新規生産者の募集 販路の確保	・新規栽培農家の呼びかけ
	・リーダー育成 (目的)自主的な活動への誘導	リーダー農家を中心とした組織育成支援	部会運営(事務局) リーダーとのコンタクト 活動強化	・PR ・取組への補助金
	・安定化に向けた指導 (目的)産地力向上	技術支援ならびに情報提供	販路拡大への取組	

滋賀県普及指導員人材育成計画（案）

平成 29 年 3 月 日作成

1. 策定の趣旨

(1) 策定の背景および目的

- 普及指導員の人材育成については、本県農業の振興に向け、適切・的確な普及指導活動が展開できるよう、これまでも各研修の実施等により計画的に推進してきたところである。しかしながら、国の米政策の見直し、農業従事者の高齢化、農村の集落機能の低下など、滋賀県農業を取り巻く環境は大きな転換期を迎えており、これらの環境変化に対応するため、普及指導員の資質向上をより迅速・強力にすすめる必要がある。
- 現在県では、「滋賀県協同農業普及事業の実施に関する方針」（平成 28 年 3 月策定）および「滋賀の強い農業づくりを実現する普及指導活動について」（平成 28 年 10 月策定）に基づき、次世代の農業の担い手が希望の持てる力強い滋賀県農業の実現および活力ある農村の創出を図ることを、本県の普及指導員の果たす役割として位置付けている。
- 特に、本県の強い農業づくりに向けて、専門的知識を持ち、市町や農業関係団体と推進方向を共有、役割分担しながら、直接農業者に接して支援を行う普及指導員の資質向上および機能強化が求められている。
- 一方、現在の本県の普及指導員の約 50%が 50 代と年齢構成に偏りがあり、今後 10 年間で多くのベテラン職員が定年退職を迎える。普及指導に求められる役割、課題が益々多様化、高度化する中で、若手普及職員の早期の人材育成を図り、急激な世代交代による指導力の低下を抑える必要がある。
- 当計画は、こうした背景を踏まえ、中長期的な視点で普及指導活動に必要な人材を計画的に育成するため、策定するものである。

(2) 策定にあたっての基本的考え方

- より高度な普及指導活動を行う普及指導員を円滑に育成するため、本計画において目指す人材像および求められる資質の習得に必要な取組を、普及組織全体の課題として総合的に推進する。
- 高度化する技術・経営ニーズに速やかに対応するため、全ての普及指導員の資質向上を図る。特に、先を見据えた企業的な経営者の育成やマーケティングに視点をおいた研修の強化を進める。
- 普及指導員の世代交代にあたり、普及指導力を低下させることなく、普及方法や

技術の伝承を円滑に行うため、若手普及職員の早期の資質向上に重点的に取り組む。

2. 計画期間

平成 29 年度から 33 年度の 5 年間とする。

3. 目指す人材像

普及指導員の果たすべき役割や求められる普及指導活動を踏まえ、本県普及指導員の目指すべき人材像は次のとおりである。

- ① 確かな技術・経営指導力（スペシャリスト力）と調整・けん引力（コーディネート力）を持つ。
- ② 農業者を理解し、農業者や市町・関係団体とともに考え、農業・農村の発展と目指すべき姿を描き、その実現に向けた行動ができる。

4. 求められる資質

普及指導員の経験年数、発展段階別の目指すべき姿と、求められる資質は次のとおり。

(1) 実践指導力確立期（概ね 1～4 年まで（普及指導員資格取得翌年まで））

・目指すべき姿：

普及事業の理念や役割を理解し、農業者との相互理解に基づく支援ができる。

・求められる資質：

実践的な職務能力、基本的な普及指導方法、基礎的専門技術、コミュニケーション力

(2) 専門指導力確立期（概ね 3～10 年）

・目指すべき姿：

農業経営の視点を重視しつつ、専門技術を活用した活動ができる。

・求められる資質：

スペシャリスト力、課題解決力、農業者の信頼を得る力、総合指導力

(3) 総合指導力確立期（概ね 11～20 年）

・目指すべき姿：

農業・農村の活性化等の地域の総合的な課題解決が図れる。

・求められる資質：

コーディネート力、企画立案力、総合指導力

(4) 企画・運営力確立期（概ね21年～）

・目指すべき姿：

普及指導活動の総合的な企画調整や管理運営ができる。

・求められる資質：

マネジメント力、OJTの指導力

5. 人材育成のための取組方針および重点的取組

(1) 取組方針

目指す人材像へ向けた普及指導員を育成するため、次の方針で取組を進める。

- ・世代交代に伴う若手普及職員の普及手法や農業技術の早期習得システムの構築
- ・普及指導員の総合指導力の強化

(2) 人材育成に向けた重点的取組

1) 世代交代に伴う若手普及職員の普及手法や農業技術の早期習得システムの構築

今後10年間で大幅な普及指導員の入れ替わりが見込まれることから、以下の①～⑤をはじめとする取組により、若手普及職員の早期習得に向けたシステムの構築を早急かつ円滑にすすめる。

- ① 若手普及職員に技術や普及方法の伝承を円滑に行うため、普及指導員育成の手引き（仮）を作成するとともに、各職場でのOJTの充実や、演習や実習等を組み入れたより効果的な集合研修を実施する。
- ② 採用1～2年目の職員を対象に、e-ラーニングシステムや特別研修（行政施策に対応した普及指導方法、効果的な情報発信方法の習得等）を導入し、個人の能力や段階に合わせ、集合研修のフォローを行う。
- ③ 採用2～3年目の職員や普及指導員資格未取得者を対象に、普及指導員資格試験受験を通じて普及方法の理解と習得を図るため、集合研修および個別指導を重点的に行う。
- ④ 若手普及職員の早期人材育成および情報の共有による指導力の向上を図るため、各普及組織が作成した農業者向けの技術資料や普及方法に係る資料、情報等について、ライブラリーを設置するなど、情報共有を進める。
- ⑤ 若手普及職員が互いに情報交換できる研修会の開催や、普及方法に関する活動発表会の開催などを通じて、互いに切磋琢磨して成長できる仕組みを導入する。

2) 普及指導員の総合指導力の強化

農業を取り巻く環境の変化に対応し、多様なニーズに応えつつ、高度な普及指導

活動を展開するため、以下の①～③をはじめとする取組により、普及指導員の総合指導力の強化をすすめる。

- ① 確かな技術力に基づいた現場指導力の向上を図るため、各普及指導員は原則として、作物・野菜・花・果樹・茶・畜産の主要6分野うち1分野を専門分野とする。また、全ての普及指導員は、経営・6次産業化の技術や知識の習得を計画的に進める。
- ② 専門分野にかかる技術指導力の習得（スペシャリスト養成研修）、普及方法の習得および課題解決を図る能力向上を目的とした研修により、総合的な力量を備えた普及指導員を養成する。
- ③ 全ての普及指導員を対象に、ア）企画提案力等のより一層の強化と、イ）時代を先駆ける経営やマーケティング知識の強化を図り、先進的な農業者に対応できる資質を養成する。養成にあたっては、専門家の活用や民間等への短期研修、提案型研修なども積極的に活用する。

(3) 人材育成に向けた研修方法等

1) 集合研修

- 研修の実施にあたっては、各研修のねらいと到達点を明確にした研修計画を策定し、体系的、計画的な研修内容とする。研修は農業技術振興センター農業革新支援部、農業経営課等が実施するほか、農林水産省または関係団体が主催する研修等も活用する。
- 研修の内容には、本県農業の発展に寄与する革新技术、農業技術振興センターが開発した研究成果等を含めるとともに、先進的な農業者、大学・試験研究機関の研究者、民間企業の有識者等必要に応じ外部講師を招聘する他、先進地研修による新たな技術や知識習得を図る。
- 普及指導員研修は、計画作成、実施、効果の評価等のPDCAサイクルを適切に行い、内容の充実・強化を図る。

2) OJT

- 経験年数1～3年目の職員を対象に、OJT指導者（普及組織の総括者等）およびOJTトレーナー（中堅の先輩職員）を設置し、日々の普及指導活動の実践を通じて、計画的、継続的に指導する。OJT指導者は、普及指導活動の基本的な事項について、総括的に指導を行う。OJTトレーナーは対象者それぞれに設置するものとし、若手普及職員を出来るだけ多くの普及指導活動の現場に同行させるなど、普及指導員としての資質を早期に身につけるよう、技術や普及方法について具体的に助言する。

- ▶ OJT指導者およびOJTトレーナーを対象に集合研修を実施し、コーチングスキルやOJT手法などの指導能力の向上を図る。また、研修を通じて各所属でのOJTの進捗や成果を関係者で情報共有し、取組の改善や効果的な育成方法の検討を行う。
- ▶ OJTトレーナーについては、日々の指導を通じて人材育成能力を向上させるとともに、中堅職員としての職務・遂行能力の向上を図る。

3) 自己研鑽に対する支援

- ▶ 他府県の普及指導員との交流や専門技術の向上に資するセミナー等への参加などの機会を提供し、専門知識や技術力の向上が継続的に実施される環境づくりを進める。
- ▶ 集合研修やOJT等において、資格取得や公開講座、通信教育などの情報提供を行うなど、自己研鑽に対する支援を行う。

4) その他

- ▶ 若手普及職員を対象に、e-ラーニングシステムや特別研修を実施し、OJTおよび集合研修を補完し相乗的に効果を発揮することで、若手普及職員の育成をより迅速にすすめる。
- ▶ 調査研究の実施にあたり、計画や実績の検討会、農業革新支援専門員の指導により、専門分野での新たな知識や技術開発、普及方法の習得など、普及指導員としての資質向上の取組にもなるよう配慮する。
- ▶ 民間や大学が実施する短期研修等を積極的に活用し、農業経営やマーケティングなど、今後特に強化が求められる分野のスペシャリストの人材育成を図る。
- ▶ 普及指導員の提案による県外研修（提案型研修）を実施し、地域の課題解決に必要な能力の向上を図る。

6. 研修体系

具体的な研修体系は、別紙1および別紙2のとおりとする。

7. 人材育成の推進体制

普及指導員の人材育成をより迅速かつ強力に推進するため、農業経営課、農業技術振興センター農業革新支援部ならびに各農業農村振興事務所農産普及課が相互に緊密な連携を図り、それぞれ以下の役割を担うこととする。

(1) 農業経営課

- 本人材育成計画に基づき、普及指導員研修計画を策定する。研修内容や研修対象者の選定等については、農業技術振興センター農業革新支援部と調整のうえ、決定する。
- 若手普及職員を対象に、e-ラーニングシステムや特別研修を実施するなど、若手普及職員の育成をより迅速にすすめる。
- 普及指導員の総合指導力を強化するため、農業経営やマーケティングにかかる民間の短期研修や、ICT等の集合研修を実施する。
- 普及指導活動の成果をより効果的・効率的に出すため、普及指導センターの管理職を対象に、普及組織のマネジメント研修を行う。

(2) 農業技術振興センター農業革新支援部

- 普及指導員研修計画に基づき、研修を実施する。研修の実施にあたっては、各研修のねらいと到達点を明確にした研修実施計画を策定する。
- 職場を横断した専門分野ごとの意見交換の機会を設け、専門技術の統一、最新技術の導入、現地の農業情勢等について情報共有を図り、継続的な技術や指導力の向上に努める。
- 普及指導員毎の研修カードを作成し、研修履歴を管理するものとし、研修効果の把握や研修対象者の選定等に活用する。

(3) 各農業農村振興事務所農産普及課

- 普及組織の総括者は、若手普及職員とのコミュニケーションの充実を図るなど、職場全体で若手普及職員を育てる環境づくりを進める。
- 全職員を対象に職場研修を実施し、地域課題解決に必要な実践的かつ幅広い知識・技術の習得を図る。
- 若手普及職員の早期育成に向けて、対象者毎にOJT実施計画を定め、OJT指導者やOJTトレーナーを設置する。

【別紙1】各発展段階で求められる資質と研修体系

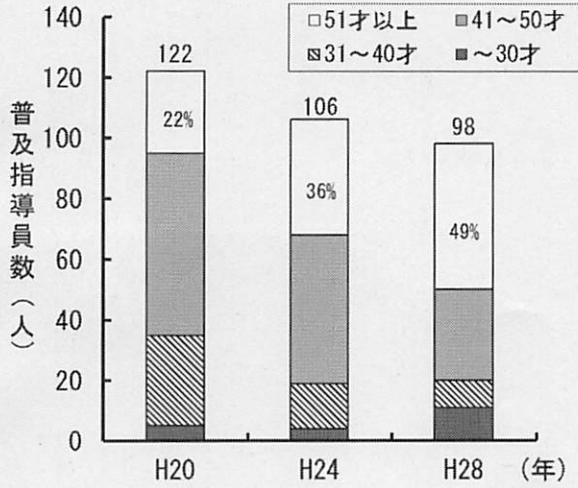
経験年数 発展段階	概ね3~10年			概ね11~20年		概ね21年~
	1年	2年	3~4年(資格取得翌年まで)	専門指導力確立期 (専門指導力向上研修)	総合指導力確立期 (総合指導力向上研修)	企画・運営力確立期 (企画運営力向上研修)
求められる資質	●実践的な職務能力 ●基本的な普及指導方法、基礎的専門技術 ●コミュニケーション力			●スペシャリスト力 ●課題解決力 ●農業者の信頼を得る能力 ●総合指導力	●コーディネート力 ●企画立案力	●マネジメント力 ●OJTの指導力
研修の取組	●OJTにより、業務を遂行しながら実践的な職務能力の向上を図る。 ●普及指導員資格の早期取得を目的とした研修・指導の強化を図り、資格試験受験を通じて普及指導方法の理解と習得を図る。 ●農業経営体験研修や、新規就農者から先進的な農業者に至るまでの多様な農業者に接し、コミュニケーション力を身につける。 ●採用1年目に第1専門分野を定め、採用2年目に長期研修(専門養成研修)を実施し基礎的専門技術の習得を図る。			●スペシャリスト養成研修等により、専門分野にかかる技術指導力、先進的な農業者の高度な技術を革新する能力を高める。 ●現場における課題解決力の向上を図る。 ●普及指導方法の高度化、経営やマーケティング知識の強化を図るなど、総合指導力の向上を図る。 ●各研修や業務を通じ、農業者の技術力や経営内容、農業者への思いを把握し、ともに将来像を描き目標に向かって取り組める能力(信頼を得る能力)を高める。	●地域農業を俯瞰し、地域内外の幅広い関係者と連携を構築する能力を高める。 ●地域農業について将来の展望に基づいた戦略を立案する能力を高める。	●主に、普及指導員の組織的な活動や関係機関との連携など、普及指導活動を総合的に運営する能力を高める。 ●OJT指導者研修により、OJTの指導力向上を図る。
研修体系	基本的な資質の習得 / 普及指導員資格の取得 新任者研修 / 普及方法養成研修Ⅰ / 普及方法養成研修Ⅱ 農業経営体験研修 / 専門養成研修 OJT eラーニング 新任普及職員特別研修			主にスペシャリスト力の向上 スペシャリスト養成研修Ⅰ / スペシャリスト養成研修Ⅱ(経営・6次産業) 若手普及職員特別研修 普及指導方法養成研修 農業経営基礎研修 / 販路対策研修 農業経営・マーケティング研修 ICT等研修		
				主にコーディネート力の向上 専門指導力向上研修 / 6次産業化支援向上研修 集落営農育成研修 課題解決能力向上研修 / 職員提案研修 地域農業支援機能向上研修 農業革新支援専門員能力向上研修 コーディネート機能向上研修(職場研修)		
					マネジメント力・若手職員への指導力向上 企画運営力向上研修 OJT指導者研修 組織運営力強化研修 / マネジメント研修 新任農業革新支援専門員研修 農業革新支援専門員実務能力習得研修	

【別紙2】普及指導員研修体系

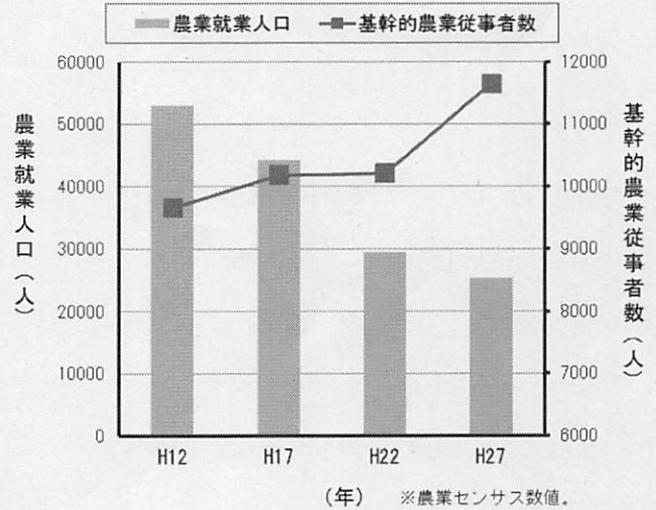
段階	目的	研修の種類	主な研修の名称	主な対象者	研修内容	想定する経験年数
実践指導力確立期	普及指導活動に必要な基本的資質・能力の習得	普及指導員養成研修	新任者研修	経験1年目	・普及事業の理念や普及指導員の役割の理解	経験年数 1~4年目 (資格取得まで)
			農業経営体験研修	経験1年目	・普及指導活動の対象である農業者での農業経営を体験	
			eラーニング	経験1年目	・普及活動の理解、日常の心構えや得るべき知識の習得	
			新任普及職員特別研修	経験1~2年目	・情報発信方法や文章作成等、基本的な知識の習得	
			専門養成研修	経験2年目	・第1専門分野に係る基礎的技術の習得(研究機関での長期研修)	
			普及方法養成研修Ⅰ	経験2~3年目	・普及指導員資格の取得準備	
			普及方法養成研修Ⅱ	資格取得後	・実践的普及指導方法の習得	
			OJT	経験1~3年目	・日常の普及活動を通じた指導による普及活動全般の能力向上	
専門指導力確立期	専門技術を活用した実践的指導力の習得	専門指向上研修	スペシャリスト養成研修Ⅰ	経験3~5年目	・専門分野(主要6分野)に係る技術指導力の確立	経験年数 3~10年
			スペシャリスト養成研修Ⅱ(経営・6次産業)	経験6~8年目	・経営・6次産業に係る指導力の確立	
			獣害対策基礎研修	経験6年目	・獣害対策にかかる基礎的知識、手法等の習得	
			若手普及職員特別研修	SI研修対象者	・農政推進における普及指導員の課題抽出能力等の習得	
			普及指導方法養成研修	SI、SII研修対象者	・普及指導活動の方法および普及指導計画の作成能力の習得	
			農業経営基礎研修	専門養成研修修了後	・農業簿記の記帳並びに活用知識の習得	
			専門指導力向上研修	45歳未満	・専門分野に係る高度な技術指導力の習得	
			課題解決能力向上研修	全ての普及指導員	・現場の課題解決に必要な支援能力の習得(募集研修)	
			職員提案研修	全ての普及指導員	・職員自らの提案により、先進地の視察等を実施	
			農業経営・マーケティング研修	全ての普及指導員	・経営にかかる能力向上、マーケティング知識等の習得(短期派遣)	
			ICT等研修	全ての普及指導員	・ICT農業の現状および現場で活用できるICTの知識習得	
総合指導力確立期	農業・農村の活性化等の課題に対する総合的指導力の習得	総合指向上研修	集落営農育成研修	全ての普及指導員	・集落営農組織の育成に関する支援方法の習得	経験年数 11年~20年
			6次産業化支援向上研修	SII研修後	・農業の6次産業化に係る総合的な支援手法の習得	
			地域農業支援機能向上研修	50歳未満	・地域農業の持続的発展に関する支援手法の習得	
			農業革新支援専門員能力向上研修	農業革新支援専門員(農産普及課)	・先進的農業業者等に対する支援手法の習得	
			OJTトレーナー研修	OJT対象者のトレーナー	・OJT対象者に対して、日々の活動から、人材育成していく能力の向上	
			コーディネート機能向上研修	全ての普及指導員	(職場研修)	
企画・運営力確立期	活動の総合的な企画調整や管理運営能力の習得	企画運営力向上研修	企画運営力向上研修	50歳未満	・組織マネジメント、人材育成等に係る能力向上	経験年数 21年~
			OJT指導者研修	OJT担当副参事または課長補佐	・OJT指導能力の習得	
			組織運営力強化研修	普及指導センターの長(新任)	・普及指導センターの長としての資質・能力の向上	
			マネジメント研修	普及指導センターの長	・普及指導センターの長としての資質・能力の向上	
			新任農業革新支援専門員研修	経験1年目	・農業革新支援専門員の育成	
			農業革新支援専門員実務能力習得研修	経験2~3年目	・農業革新支援専門員としての資質・能力の向上	

滋賀県普及指導員人材育成計画の策定について

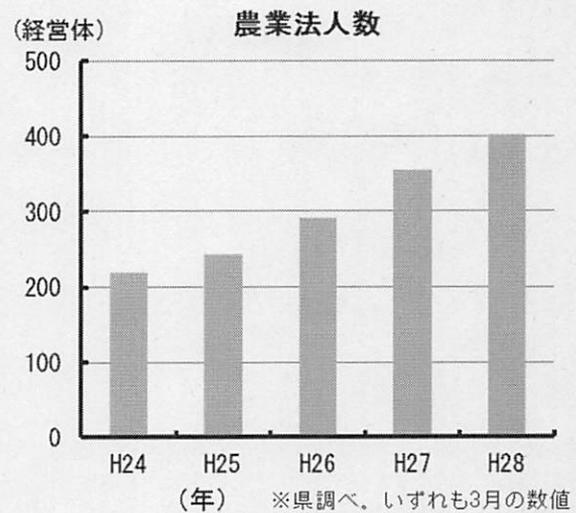
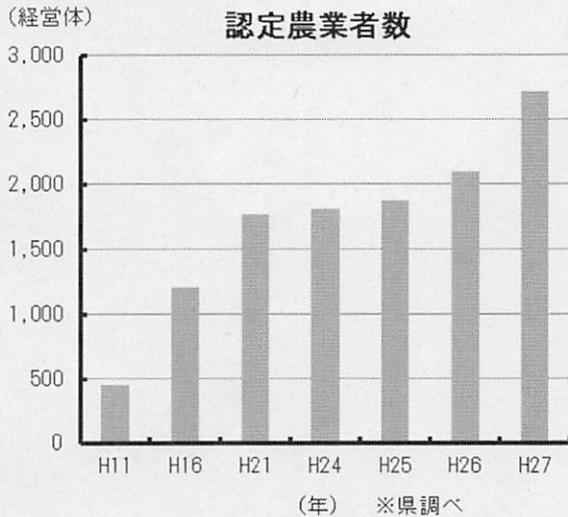
1. 本県における普及指導員数の推移



2. 本県における農業就業者数等の推移

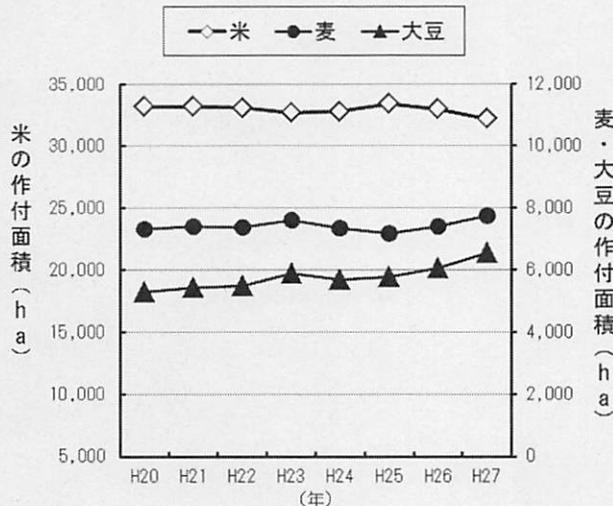


3. 本県における担い手数の推移



4. 本県における品目別作付面積の推移

(1) 土地利用型作物 (米、麦、大豆)



(2) 園芸作物

